

令和 8 年度 診療報酬改定に伴う医療費変更のお知らせ

平素より当院の診療にご理解とご協力を賜り、心より御礼申し上げます。

厚生労働省による診療報酬制度の改定に伴い、2026 年(令和 8 年)6 月 1 日より、全国一斉に医療費の計算基準が変更となります。

今回の改定では、物価・光熱費の高騰への対応、救急・地域医療体制の維持・連携強化も加味されます。これに伴う患者様の窓口負担額が増額となる項目については以下の通りです。

1. 診療料(初診・再診・入院料)の引き上げ

物価高騰等の対応として、外来・入院の基本診療料が改定されます。

2. 救急医療受入体制の維持・強化

地域の救急医療を 24 時間体制で守るための評価(加算)が拡充され、救急受診時や緊急入院時の負担額が改定されます。

3. 施設入居者様への医療・介護連携の強化

介護施設等にご入居中の患者様が、急変時に安心して当院を受診・入院できるよう、施設と病院間の情報共有や連携に関する評価が改定されます。(施設からの緊急受入や、退院後の施設生活に向けた調整(多職種連携)にかかる費用が改定されます。)

4. 入院中の食事代(入院時食事療養費)の改定

食材費等の高騰を受け、国の方針により入院中の食事代(標準負担額)が改定されます。

5. 医療 DX(デジタル化)の推進

マイナ保険証の活用等、デジタル技術を用いた安全な医療情報の共有に関する評価が適用されます。

6. 看護・多職種による専門的ケアの充実

看護師やリハビリスタッフ等の専門職が連携して行う、質の高い療養サポートに関する評価が適用されます。

※ 上記以外にも改定される項目がございますので、ご承知おき下さい。

窓口負担額の詳細は、保険証の負担割合や診療内容により異なります。ご不明な点がございましたら、会計窓口担当者にお尋ねください。

2026 年 5 月吉日
多摩丘陵病院 院長